

## 広島県高等学校教育研究会生徒指導部会規約

### (名称)

第1条 本会は、広島県高等学校教育研究会生徒指導部会（以下「部会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 本部会は、広島県内の高等学校、特別支援学校及び高等専門学校生徒を健全に育成するため、広島県教育委員会の指導のもとに、学習指導要領等の法令に則って自主的・創造的な教育活動を行い、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校教育関係者の資質向上と生徒指導の成果を上げることを目的とする。

### (事業)

第3条 本部会は、前条の目的を達成するため次の事業を行うものとする。

- (1) 生徒指導に関する研究と調査
- (2) 生徒指導対策の立案と実施
- (3) 教育相談に関すること
- (4) 機関紙の発行
- (5) 講演会、研究会、各種連絡会等の開催
- (6) 関係諸機関、諸団体との連絡・連携
- (7) その他目的達成のために必要と認める事項

### (会員)

第4条 本部会の会員は、本部会の趣旨に賛同する県内高等学校、特別支援学校及び高等専門学校の教職員で構成する。

### (入会)

第5条 会員になろうとする者は、本部会長に申し出なければならない。

### (退会)

第6条 退会を希望する者は、本部会長に申し出なければならない。

### (分科会)

第7条 本部会には、分科会を置くことができる。

### (支部)

第8条 本部会は、次の支部を置く。支部に関する規約は別にこれを定める。  
広島西 広島東 呉 尾三 福山 三次

### (役員)

第9条 本部会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 支部長 6名
- (4) 理事 各支部2～3名

- (5) 幹事 若干名
- (6) 監査 2名

(職務)

第10条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本部会を代表して会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐して会務を処理し、会長に事故あるとき又は欠けたときその職務を代理し又は代行する。
- (3) 支部長は、支部の会務を統括する。
- (4) 理事は、本部会の会務を分担処理する。
- (5) 幹事は、本部会の庶務・会計にあたる。
- (6) 監査は、会計を監査する。

(役員を選出及び任期)

第11条 本部会の役員を選出は次のとおりとし、任期はいずれも2年とする。ただし、再任は妨げない。

- (1) 会長は役員会により決定する。
- (2) 副会長は、会長が委嘱する。
- (3) 支部長並びに理事は、それぞれ支部において選出する。
- (4) 幹事並びに監査は、会長の推薦により理事会において承認する。

(参与・顧問)

第12条 本部会には、参与・顧問を置くことができる。参与・顧問は理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

(会議)

第13条 本部会の会議は、役員会及び総会とする。

- 2 会議は、いずれも出席者の過半数をもって議決する。
- 3 会議は、必要に応じて、会長がこれを召集する。

(役員会)

第14条 部会長は役員会を招集する。

- 2 役員会は、第9条に定める役員で構成する。
- 3 役員会においては次のことを審議し、決定する。

- (1) 部会長、副部会長、理事、幹事、監査の選出。
- (2) 事業計画及び報告に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 部会の規約の制定及び改正に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(会計)

第15条 部会の運営経費は、会員からの会費、その他の収入をもって充てる。

- 2 会費の額は、役員会において別に定める。
- ~~3 予算及び決算の承認は役員会において行う。~~ 削除

(会計年度)

第16条 本部会の会計年度は、4月1日から始まり翌年3月末日に終わるものとする。

(規約の改正)

第17条 この規約の改正は、役員<sup>の</sup>4分の3以上の賛成及び広島県高等学校教育研究会の承認を得なければならない。

第18条 この規約に定めるもののほか、本部会の運営に必要な事項は、会長が定める。

(付則)

本規約は、平成18年6月29日から施行する。

本規約は、平成20年9月26日から施行する。

本規約は、平成21年9月29日から施行する。

本規約は、平成24年9月19日から施行する。

本規約は、令和元年6月14日から施行する。